

この夏を忘れまい

—— 安保法制反対運動の展開と今後の展望

戦争をさせない1000人委員会事務局長 内田 雅敏

戦争法案廃案！安倍政権退陣！

8.30国会包囲に12万人が大結集！



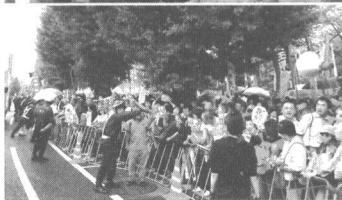
「戦争をさせない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会」は8月30日、「戦争法案廃案！安倍政権退陣！8.30国会10万人・全国100万人大行動」を開催、国会周辺には悪天候をおして約12万人の人びとが大結集し、ともに怒りの声をあげました。

12時を過ぎるころには続々と参加者が国会周辺へ集まりはじめ、集会開始前には国会正門前車道へと溢れ出しました。首相官邸周辺、議員会館周辺、国会図書館周辺にも人々が詰めかけ、さらには霞ヶ関一帯、日比谷公園にまで人波が続きました。

集会には戦争法案絶対反対でがんばる民主・共産・社民・生活の党首が勢揃い。また著名人が連帯のアピールを行うとともに、立憲デモクラシー、学者の会、ママの会、SEALDs、宗教者が戦争法案廃案までたたかいぬくことを表明しました。

また、この日、全国47都道府県・300か所以上の場所で、数十万規模の人びとによって、国会包囲に連帯し戦争法案廃案を訴える行動が行われています。

私たちは、全国の人びとと力を合わせ、戦争法案成立を阻止するため、全力でたたかう決意を固めています。みなさん！ともに立ち上がり、戦争法案廃案・安倍政権退陣・政策転換実現をかちとりましょう！



戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会

<http://sogakari.com>

I はじめに ロスタイムにはドラマがある

ロスタイムにはドラマがある。2015年9月19日、英国で行われていた第8回ラグビーワールドカップ、日本チーム対南アフリカチーム戦、終盤、29対32と南アフリカチームが3点リード、南アフリカのゴール近くでの激しい攻防戦。残るは、わずかなロスタイムのみ。日本チームの猛攻に耐えていた南アフリカチームに反則、ペナルティーキックの機会を得た日本チームは同点のペナルティーキック(3点)でなく、逆転のトライ(5点)狙いのマイボールスクラムを選択した。そして狙い通りスクラム戦を制し、南アフリカのゴール間際まで押し込み、ボール出しをし、逆転のトライを成し遂げた。世界の強豪南アフリカチームを相手に大金星を挙げたのだ。日本ラグビー史上に残る歴史的な勝利であった。この大金星に競技場は沸いた。世界も湧いた。もちろん日本中が湧いた。試合直後から都内の少年ラグビースクールへの問い合わせが10倍になったという。

日本協会チームがワールドカップに出発した時、羽田空港での見送りは、協会関係者を除いては、わずかに18人であったという。それが帰国の際の出迎えには500人が集まったという。これには選手たちも驚いたようである。スポーツは「勝って、なんぼ」の世界だ。「善戦」「健闘」だけではだめなのだ。「健闘」から「勝利」までにはまだまだ遠い距離がある。

それにしても日本チームが過去2回ワールドカップを制した世界の強豪南アフリカチームを倒す、しかもスクラム戦を制して、このような日が来ようとは、誰が予想したであろうか。

ラグビーは前後半、各40分間、互いに攻防を尽くす。途中、選手の負傷、交代など、試合の中断がある。中断時間の合計をロスタイムとし、本来の40分間終了後も試合を続行する。通常、ロスタイムの時間は、3分前後だが、時間を経過しても、プレイが途切れず、続いている場合にはなお、試合が続行される。勝っている側は、取得したボールをライン外にけり出し、試合を切ろうとする。負けている側はプレイを中断すれば、そこで終わりなので、キックという陣地を取るのに効果的な戦法が使えず、ひたすらランとパスで攻撃を続け、逆転を狙う以外にない。この攻防がラグビーの醍醐味でもある。今回のようにワントライ(5点)で逆転できる3点差でロスタイムを迎えたとき、競技場の興奮は頂点に達する(6点差に場合にも、ワントライ、ワンゴール合計7点で逆転できる)。南アフリカチームも世界の強豪としてのプライドにかけ日本チームの猛攻をよく凌いだが、終了間際、ついに力尽き、日本チームにトライを許し、逆転負けを喫した。

《ロスタイムではプレイを中断できない》というテーゼは、どこか人生に

待っている。この夏、集团的自衛権行使容認反対、憲法違反の安保法制反対を叫んで、国会前で、全国で、多くの人々が行動した。

Ⅱ 立憲主義の否定

「必要性」という政策論で国の根幹をなす憲法解釈の変更は許されない

今年、戦後70年の節目である。昨2014年7月1日、安倍政権は、閣議決定による集团的自衛権の行使容認により、この国がこれまで堅持してきた専守防衛の安全保障政策を根幹から変更させた。そして本2015年9月19日未明、強行「採決」により、前記集团的自衛権の行使容認に伴う安保法制(戦争法制)を「成立」させた。閣議決定による集团的自衛権の行使容認、安保法制は違憲であることはもちろん、立憲主義の否定であり、それは立法、司法、行政の三権分立というこの国の国柄を変え、行政独裁国家とするものである。フランス人権宣言第16条は「権利の保障が確保されず、権力の分立が定められていないすべての社会は憲法を持たない」と規定している。そして武器禁輸原則の緩和、非核三原則の形骸化(政府のエネルギー政策の中で、原発の容認が安全保障政策との関連でも述べられている)が進行している。

ほとんどの憲法学者が、今般の安保法制を違憲と断じ、合憲と強弁しきれなくなった安倍政権は、安全保障をめぐる環境の変化、とりわけ中国の脅威を強調し、集团的自衛権行使容認、安保法制の必要性を強調する路線に切り替えた。

安全保障をめぐる環境の変化が本当にあるのか否か、かりにあったとして、集团的自衛権の行使容認、安保法制の制定によってそれに対処できるのか否かについては、厳密な検証が必要である。かりに検証の結果、安倍首相の主張するような「事実」が存在したとしても、憲法第9条「戦争の放棄」を国是とする日本国憲法の下では、閣議決定という方法による集团的自衛の権行使容認、それに伴う安保法制の制定は許されない。

ある光景が思い起こされる。2000年11月30日のことだ。衆議院憲法調査委員会で、参考人として招致された石原慎太郎都知事(当時)が、「憲法改正は、96条の改正手続に依る必要はない。国会で憲法廃止決議をすればいい」と暴論を吐いた。傍聴していた私は、国会にそのような権限はない、これは、国会に対しての憲法破壊のクーデターの教唆だ!と思い、「国会にそんな権限はないぞ」と叫びだそうとするのを必死にこらえた。

集团的自衛権の行使容認、安保法制の制定は、改憲、すなわち憲法第9条の変更なくしてはなしえない。安倍政権は、閣議決定で集团的自衛権の行使容認をなし、国会の多数派による横暴によって安保法制を「成立」させた。

国会は「男を女にし、あるいは女を男にすること以外は何でもできる」とされるが、憲法違反の法律だけは絶対に作れない。それが立憲主義の制約である。

日本における立憲主義確立の歴史はまだ新しい。1945年8月15日、アジアで2,000万人以上、日本で310万人の非業、無念の死をもたらした先の戦争の「敗北を抱きしめて」、私たちは、戦後の再出発をなし、1947年5月3日「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定」(前文)し、戦争をしない「平和国家」としての歩むことを誓った。

日本の戦後は法的には、7年余もの占領を経て、1952年4月28日、サンフランシスコ講和条約が発効し、日本が独立を回復した時からだとされる。サンフランシスコ講和条約は日米安保条約とセットであった。

日本の戦後を法的に見ると、戦争を放棄した憲法第9条(沖縄の切捨てによって成立)と米国との「軍事同盟」を目的とした日米安保条約(占領状態を継続させる)という、本来相容れない2つの法体系の奇妙な同居であった。戦後とは後者による、前者の空洞化の歴史でもあった。しかし、どうしても越えることのでない壁があった。それが集団的自衛権の行使は許されないという壁であった。戦争を放棄した憲法第9条も、日本が外国から攻撃されたとき個別にこれに反撃する権利、すなわち個別的自衛権までも放棄したわけではなく、したがって専守防衛を任務とする自衛隊を持つことは憲法上許されるという見解がある。この見解が憲法解釈論として正しいか否か、今は問わない。日本が直接攻撃されていないにもかかわらず、他国(日本と密接な関係を要するか否かを問わず)の防衛のために日本の自衛隊を使うことは許されないとするのが憲法学界の通説であり、また歴代の日本政府によって繰り返し確認されて来た見解でもあった。この政府見解が、国会で十分な議論を経ることもなく、一内閣の閣議決定という手法で変えられ、それに基づき、従来憲法上許されないとされてきた自衛隊が米軍と一体化して活動することが可能になった。これを具体化するのが、本年9月19日に多くの市民の反対を押しきって強行採決された安保法制である。

Ⅲ 立憲主義が否定されると日本はどういう国柄となるか

1 外から見た日本

① 米軍と一体となった自衛隊の活動により日本が米国と同一視される

集団的自衛権の行使容認・安保法制の施行により日本が「平和国家」たることをやめ、自衛隊が米軍と一体活動を行うことが可能となり、また「同盟国」米国からそのことを強く期待されている(注)。日本は、後に間違っ

戦争と総括された米国のベトナム戦争、イラク戦争などに直接には加担してこなかったが、今後は、このような「不参加」という事態はありえなくなってしまう。そのことにより日本も米国と同一視され、米国と同様テロの対象国家となる。海外でNGOの活動をする人々に対する攻撃はもちろんのこと、日本国内においても、スペイン、英国、フランスで起きたと同じようにテロ攻撃がなされる危険性が一段と強くなった。

集団的自衛権を行使した瞬間に日本も戦争状態に入り、相手側から攻撃を受けることを覚悟しなければならない。日本海側の原発にミサイル攻撃がなされれば、通常兵器であっても核攻撃と同じ惨禍が生じる。竹岡勝美元防衛庁官房長が日本社会の構造はもう戦争できない様になっていると警鐘を鳴らしたのはずいぶん前のことだ。

② 外交努力の放棄、対中国関係の改善はより困難となる

「中国の脅威」を声高に語る、集団的自衛権の行使容認・安保法制は中国を「仮想敵国」とするものである。これは「日中両国は一衣帯水の間にある隣国であり、長い伝統的友好の歴史を有する。両国国民は、両国間にこれまで存在していた不正常な状態に終止符を打つことを切望している。戦争状態の終結と日中国交の正常化という両国国民の願望の実現は、両国関係の歴史に新たな一頁を拓くことになろう。日本側は、過去において日本国が戦争を通じて、中国国民に重大な損害を与えたことに付いての責任を痛感し、深く反省する。(中略)両国間の国交を正常化し、相互に善隣友好関係を発展させることは、両国国民の利益に合致するところであり、またアジアにおける緊張緩和と世界の平和に貢献するものである」と謳った日中共同声明(前文)に反するものである。安全保障の要諦は武力の準備でなく、相手方に対し、武力攻撃をしないと安心させるところにある。安全保障は「抑止と安心供与、両方を備えてこそリアリズムを持つ」(石田淳東大教授 2015年10月16日朝日新聞)。

日中間には日中共同声明を含め4つの基本文書があり、習近平主席も、日中間の問題解決はこの文書によるべきだとしている。この4つの基本文書を使って、日中関係の改善を模索する、これこそが外交である。ひたすら、米軍と一体となって軍事的に対峙をしようとするのは外交努力の放棄である。前記4つの基本文書中、もっともあたらしい「戦略的互惠関係の包括的推進に関する日中共同声明」(2008年5月7日)は、以下のように述べる。

「双方は、互いに協力のパートナーであり、互いに脅威とならないことを確認した。双方は、互いの平和的な発展を支持することを改めて表明し、平和的な発展を堅持する日本と中国が、アジアや世界に大きなチャンスと利益

をもたらすと的確信を共有した。

- ① 日本側は、中国の改革開放以来の発展が日本を含む国際社会に大きな好機をもたらしていることを積極的に評価し、恒久の平和と共同の繁栄をもたらす世界の構築に貢献していくとの中国の決意に対する支持を表明した。
- ② 中国側は、日本が、戦後60年余り、平和国家としての歩みを堅持し、平和的手段により世界の平和と安定に貢献してきていることを積極的に評価した。双方は、国際連合改革問題について対話と意思疎通を強化し、共通認識を増やすべく努力することで一致した。中国側は、日本の国際連合における地位と役割を重視し、日本が国際社会で一層大きな建設的役割を果たすことを望んでいる。
- ③ 双方は、協議及び交渉を通じて、両国間の問題を解決していくことを表明した。」

このように日中双方が、たがいにエールの交換をなしている。それからわずか7年後の2015年、悪化していった日中関係、いったいこの間に何があったのか。

2012年3月の河村名古屋市長の「南京大虐殺はなかった」発言、そして4月の石原都知事の東京都による尖閣列島(中国名釣魚島)の購入構想による尖閣訴訟等をめぐる緊張、—「ハーメルンの笛吹き男」石原は、日中武力衝突を夢想する「愉快犯」だ。—2013年12月の安倍首相の靖国神社参拝等が、日中の友好関係を壊した。もちろん、隣国との友好を妨げ、アジアの緊張をもたらし、ナショナリズムを煽り、求心力を高めようとする中国の軍拡派にも大いに問題はある。しかし、先に挑発したのは石原、安倍らだ。

靖国神社は、東条英機らA級戦犯を合祀し、先の戦争をアジア解放のための「聖戦」だったとする、世界に通用しないことはもちろんのこと、歴代日本政府の公式見解にも反する歴史観を公然と表明している。このような靖国神社に日本の首相が参拝すれば、日本は本当に反省したのかと批判されるのは当然である。安倍首相のいう「中国の脅威」は自作自演だ。日中間の緊張の「高まり」、それがまた「日米同盟」の強化(従属の強化)、沖縄の米軍基地の固定化のための口実とされる。

非正規労働の緩和、経済格差の拡大など閉塞感が強まり、何かスカッとしたいという漠然とした雰囲気若い世代を中心に広がりつつある。74年前の1941年12月8日の「日米開戦」の日、知識人を含め多くの日本人が「スカッとしたい」気持ちに酔いしれた。それが、さらなる大きな転落であることに気づいていた人はわずかであった。

歴史は薄められて再来する。私たちは、今また同じ過ちを繰り返すのか。戦後70年、私たちはいったい何をして来たのか。

2 歴史に向き合わない姿勢

2001年、ドイツ国防軍改革委員会報告書は、冒頭において「ドイツは、歴史上はじめて、隣国すべてが友人となった」と述べている。ドイツが隣国との間でこのような関係を作り上げることができたのは、戦後のドイツがいろいろ問題はあったが一応歴史に真摯に向き合ってきたからである。また、ドイツ・フランスの和解が出来たのは、被害者フランスの寛容さがあった。

「百年以上前の世界には西洋諸国を中心とした国々の広大な植民地が、広がっていました。圧倒的な技術優位を背景に、植民地支配の波は、19世紀、アジアにも押し寄せました」。これが、2015年8月14日、安倍首相によって発せられた戦後70年首相談話の冒頭部分である。

驚いた。「戦後」70年談話であるから、当然、これまでの首相談話等 — 「日本側は、過去において、日本国が戦争を通じて、中国国民に重大な損害を与えたことについての責任を痛感し、深く反省する」(1972年日中共同声明)、「1945年6月26日、国連憲章がサンフランシスコで署名された時、日本は唯一国で40以上の国を相手に絶望的な戦争を闘っていました。戦争終結後、我々日本人は、超国家主義と軍国主義の跳梁を許し、世界の諸国民にも又自国民にも多大な惨害をもたらしたこの戦争を厳しく反省しました」(1985年、中曽根首相、国連総会演説)、「先の戦争が終わりを告げてから50年の歳月が流れました。今あらためて、あの戦争によって犠牲となられた内外の多くの人々に思いを馳せるとき、万感胸に迫るものがあります。(中略)わが国は遠くない過去の一時期、国策を誤り、戦争への途を歩み、国民を存亡の危機に陥入れ、植民地支配と侵略により、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対し多大な損害と苦痛を与えました」(1995年、村山首相談話) — と同様、先の戦争の反省、それはつまるところ、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し」(憲法前文)の精神から説き起こされると思っていたからである。

西欧列強の植民地政策を批判する安倍首相談話の冒頭部分は、「アジアで最初に立憲政治を打ち立て独立を守り抜いた日本が戦った「日露戦争は、植民地支配のもとにあった、多くのアジアやアフリカの人々を勇気づけました」へと収斂する。これは靖国神社の歴史観と軌を一にする。靖国神社遊就館の展示室15、(大東亜戦争)の壁には、「第二次世界大戦後の各国独立」と題したアジア、アフリカの大きな地図が掲げられ、以下のような解説が付さ

れている。

「日露戦争の勝利は、世界、特にアジアの人々に独立の夢を与え、多くの先覚者が独立、近代化の模範として日本を訪れた。しかし、第一次世界大戦が終わっても、アジア民族に独立の道は開けなかった。アジアの独立が現実になったのは大東亜戦争緒戦の日本軍による植民地権力打倒の後であった。日本軍の占領下で、一度燃え上がった炎は、日本が敗れても消えることなく、独立戦争などを経て民族国家が次々と誕生した。」

「大東亜戦争」は侵略戦争でなく、植民地解放のための戦い、聖戦だったというのだ。そして戦後独立したアジアの各国について、独立を勝ち取った年代別に色分けし、彼の国の国旗指導者、たとえば、インドのガンジー氏などの写真が展示されている。ところが日本の植民地であった台湾、韓国、朝鮮「民主主義人民共和」国については色が塗られておらず、彼の国の国旗指導者の写真も展示されていない。ただ、朝鮮半島については南北朝鮮につき小さな字で、1948年成立と書かれているだけである。「大東亜戦争」が白人の植民地支配からのアジア解放の戦いであったとするならば、朝鮮、台湾の植民地支配はどう説明されるのか。ポツダム宣言で履行されるべきとされているカイロ宣言(1943年11月27日)では「三大国(米・英・中)は朝鮮人民の奴隷状態に留意し、やがて朝鮮を自由独立のものにする決意を有する」と述べている。これらの点について、遊就館の展示は《黙して語らず》である。

この点は安倍首相談話もまったく同様である。同談話は、前記「アジアやアフリカの人々を勇気づけた」に続け、「世界を巻き込んだ第一次世界大戦を経て民族自決の動きが広がり、それまでの植民地化にブレーキがかかりました」と、日本は、この植民地支配にまったく関係がなかったかのようにあっさり「客観的」述べる。しかしこの時期こそ、日本が韓国の植民地支配を強化し、また欧州の戦乱に乗り、中国に対し、悪名高い「対華二十一ヶ条の要求」を突き付け、大陸への侵略に乗り出した、日本の「曲がり角」であった(松本健一『日本の失敗』岩波現代文庫)。安倍首相談話は、このような歴史的経緯にまったく触れることなしに、日本の植民地支配の強化、大陸侵略を容認したベルサイユ条約体制に抗議した、1919年、ソウルでの「三・一独立運動」、北京での「五・四」運動もスルーし、一般的に「二度と戦争の惨禍を繰り返してはならない。事変、侵略、戦争。いかなる武力の威嚇や行使も、国際紛争を解決する手段としては、もう二度と用いてはならない。植民地支配から永遠に決別し、すべての民族の自決の権利が尊重される世界にしなければならない」と述べるのみである。これでは人々、とりわけ、日本の植民地支配と侵略によって蹂躪されたアジアの被害者たちの心にはどう

てい届かない。

2004年、韓国の三・一独立運動の記念式典で盧武鉉大統領は、「日本はもう謝罪した。これ以上日本に謝罪を求めない。ただ、謝罪に見合う行動をとってほしいと」演説した。誠にその通りである。日本の戦後は、政府によって謝罪がなされると、右翼の人たちがそれに反発するという歴史であった。たとえば、「植民地支配は正しかった」等の妄言が繰り返されるのがつねであった。安倍首相談話が、加害の事実具体的に言及し、かつ被害者の「救済」が具体的にされたのかを検討することなしに、いかに「何の罪もない人々に、計り知れない損害と苦痛を、我が国が与えた事実。歴史とは実に取り返しつかない苛烈なものです」と感傷的に述べ、「先の大戦への深い悔悟の念とともに、我が国はそう誓いました。自由で民主的な国を作り上げ、法の支配を重んじ、ひたすら不戦の誓いを堅持してまいりました」と述べようと、靖国神社、すなわち、「日本の独立と日本を取り巻くアジアの平和を守っていくためには悲しいことですが、外国との戦いも何度か起こったのです。明治時代には『日清戦争』『日露戦争』、大正時代には『第1次世界大戦』、昭和になっては『満州事変』、『支那事変』そして『大東亜戦争(第2次世界大戦)』が起りました。戦争は本当に悲しい出来事ですが、日本の独立をしっかりと守り、平和な国として、まわりのアジアの国々とともに栄えていくためには、戦わなければならなかったのです」と、先の戦争をアジア解放のための「聖戦」だとし、A級戦犯らを「護国の英霊」と祀る靖国神社への参拝、あるいは供物の奉納などを続けていては、それは言葉の遊びでしかない。

2014年5月30日、シンガポールでのアジア安全保障会議で安倍首相は、基調講演で、「国際社会の平和、安定に、多くを負う国ならばこそ、日本は、もっと積極的に世界の平和に力を尽くしたい、“積極的平和主義”のバナーを掲げたい…自由と人権を愛し、法と秩序を重んじて、戦争を憎み、ひたぶるに、ただひたぶるに平和を希求する一本の道を日本は一度としてぶれることなく、何世代にもわたって歩んできました。これからの幾世代、変わらず歩んでいきます」と述べた。この認識は、靖国神社の前記「聖戦」史観と完全に重なり合う。

安倍首相は、村山首相談話等、歴代の日本政府の歴史認識を正しく承継すべきであるという国内外の圧力に屈し、渋々、談話中に「植民地支配」、「侵略」、「痛切は反省」、「心からのお詫び」というキーワードを入れたものの、他の言葉でこれを薄めようと苦心惨憺している。安倍首相談話を一読して思うことは、「言葉は形容詞から朽ちる」という開高健の名言である。談話を

いったい「何のために出したのか」(2015年8月15日 朝日新聞社説見出し)。すでに、本年4月20日付け、ニューヨークタイムズ社説は、「今回の訪米が成功するかどうかは、また同時に、安倍首相が日本の戦争中の歴史にいかにも正直に向き合うかにもかかっている。・・・安倍首相は戦争への反省を公に表明し、性奴隷問題を含めた過去の侵略について、日本が過去行った謝罪を継承すると述べている。だが、彼はその言葉を修飾する曖昧な文言を追加し、真面目に謝罪する気持ちがなく謝罪を薄めようとするつもりではないかとの疑いをもたらしめている」(共同配信)と指摘していた。談話発表後の記者会見で、安倍首相は、「具体的にどのような行為が侵略に当たるか否かについては歴史家の議論にゆだねるべきだと考える」とやった(2015年8月15日 朝日新聞)。

「歴史とは、じつに取り返しのできない苛烈なもの」等の空疎で冗長な言葉はいらない。真摯に歴史に向き合い、率直に被害者に謝罪をし、その上で被害者の寛容を乞う。「戦後70年首相談話」には、こういう姿勢こそが求められたはずである。まさに「杖^よは信^{しん}に如^しくは莫^なし」(村山首相談話)である。

3 日本国内がどう変わってしまうか

① 法の支配の瓦解

安倍首相は、安保法制が国会に提出される前の2015年4月末、米国の上院下院合同会議議における演説で、安保法制を夏までに成立させると明言した。これは国会の無視ないしは軽視である。横浜での地方公聴会の結果を委員会に報告する手続きもなしに、強行採決したが、採決そのものの存在にも疑義がある。後日の委員長による委員会の議事録の改竄も大問題である。

② 行政の独裁

裁判所が違憲立法審査権の行使に慎重な中で、法案の合憲性を事前にチェックし、政府の憲法解釈の統一性、連続性を担保する重要な役割を担ってきた内閣法制局長官の首のすげ替えという露骨な人事権の乱用がなされた。

③ 説明責任の放棄、論理の牽強付会、論理の乱暴性、不適切なたとえ話

安倍政権は、最高裁砂川大法廷判決の引用、集团的自衛権の行使は許されないとした1972年政府見解の恣意的な引用等々について批判されても、堂々とまた使用している。砂川判決で争われたのは、日米安保条約に基づく「在日米軍」が憲法第9条2項によって保持を禁じられている「戦力」に該当するかどうかという点についてであり、日本が自衛戦力を持つことが憲法上、許されるかどうかは「別として」と述べているのである。「自衛戦力」である自衛隊が、日本に対する攻撃がないにもかかわらず、「同盟国」のために

海外に出て行く(集団的自衛権の行使)ことができるかどうかなどは、まったく論議されていない。

法的安定性は関係ないという首相補佐官の発言も飛び出した。緻密な法論理に基づく説明が求められているにもかかわらず、フグの毒の話に例える内閣法制局新長官も現れた。(一緒にいた麻生君という友人がチンピラに殴られた時に手助けしなければならぬ)といった俗耳に入りやすいようなたとえ話も多用された。赤ちゃんを抱いたお母さんが載っている米軍艦船が攻撃された時に助けなければならぬなどと、パネルまで用いたもっともらしい説明もなされた。その後、そのような事態はありえないと撤回された。集団的自衛権行使容認と解釈変更をした内閣法制局は協議文書を残していないという(2015年11月25日朝日新聞)。これではどのような協議がなされていたか検証もできない。

④ 専門家の見解の軽視、無視

今回の安保法制は、憲法学者、元最高裁判事、元最高裁長官、元裁判官、日本弁護士連合会等、オール法曹の反対意見を無視して強行採決された。憲法学者の言うことを聞いていたら平和を維持できないという自民党副総裁の発言まで飛び出した。ところが他方では、「有識者」諮問委員会が多用されており、まことにご都合主義だという批判を免れない。

⑤ 人権侵害

殺し、殺される戦争は最大の人権侵害である。戦争国家は、国内の人権を無視し、弾圧する。する。沖縄辺野古新基地の強行 外国人に対する偏見・差別・ヘイトスピーチの横行、やがては「愛国無罪」となる。2015年6月26日、安倍側近を含む自民党の若手議員らによる勉強会「文化芸術懇話会」に講師として招かれた安倍首相の「お友達」で作家の百田尚樹氏が、講演後のやり取りで、沖縄県民の反基地闘争を批判し、「沖縄の2つの新聞(琉球新報、沖縄タイムズ)はつぶさないといけない」と述べ、これに同調する議員らも「マスコミを懲らしめるには広告料収入がなくなるのが一番だ。文化人らが経団連などに働きかけてほしい」等と述べた。今や日本は、原発被害から回復されていない福島の実状や、米軍基地の重圧に喘ぐ沖縄県民に対する痛みを欠いた冷ややかな社会となってしまっている。

まさしく、「人々は、大正末期、最も拡大された自由を享受する日々を過ごしていたが、その情勢は、わずかに数年にして国家の意図するままに一変し、信教の自由はもちろん、思想の自由、言論、出版の自由もことごとく制限、禁圧されて、有名無実となったのみか、生命身体の自由をも奪われたのである。『今日の滴る細流がたちまち荒れ狂う激流となる』との警句を身をもっ

て体験したのは、最近のことである。情勢の急変には10年を要しなかった」(1997年4月2日、愛媛県靖国神社玉串訴訟、尾崎行信裁判官補足意見)。まさに情勢の急変には10年を要しないのである。

⑥ 平和国家の放棄 武器輸出を国家戦略

戦争は最大の人権侵害であると同時に最大の消費でもある。武器輸出を国家戦略とすることを政府に迫る経団連の提言(2015年9月16日 朝日新聞)は、「政府の行為によってふたたび戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意」した、この国の戦後の否定でしかない。福島惨状を放置したままで原発輸出に血道をあげる産業界、今また武器輸出。2014年10月1日政府は武器輸出の窓口として防衛装備庁を発足させた。

IV この夏を忘れまい

1 敗北感はない

2015年9月19日未明、集团的自衛権の行使容認の閣議決定の具体化として、安保法案(戦争法案)が参議院で強行「採決」されたとき、自分でも不思議なくらい敗北感はなかった。《さあ、これからだ》と、あらためて自分に言い聞かせた。これは私だけの思いではなく、この法案に反対してきた多くの人々の共通の思いであった。2015年夏、連日にわたって国会前で、そして日本全国で展開された、集团的自衛権の行使容認・安保法制に対する反対闘争は、年令、性別、職業、じつに多様な人々によって「総がかり行動」として担われた。総がかり行動とは、「戦争をさせない1000人委員会」、「解釈で憲法壊すな!実行委員会」、「戦争する国づくりストップ!憲法を守り・いかす共同センター」の3つの運動団体を軸として、脱原発、反特定秘密保護法、反貧困等、さまざまな課題に取り組む諸団体、あるいは、今回新たに作られた「ママの会」等、この国における多くの運動団体によって構成され、従来から言われてきたいわゆる非共産党系、共産党系の垣根を乗り越えた運動形態であった。それだけではない。「総がかり行動」のメンバーではないが、日本弁護士連合会(弁護士全員加入の強制団体なので運動団体とは「距離」を置かなくてはならない)、学者の会、学生団体「シールズ」も、総がかり行動とともに活動した。とりわけ、「シールズ」の若者たちの活動には目に見張るものがあつた。法律専門職の集まりである弁護士会も頑張つた。憲法が破壊され、立憲主義が破壊されようとしている時、弁護士たちは、自らの依つて立つ基盤が破壊されようとしているのであるから、声を挙げることは当然であつた。国会前の集会には、つねに数本の弁護士会の旗が翻り、多くの市民達から頼もしく思われた。文字通りの「総がかり行動」であつた。

8月30日、「戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会」が呼びかけた「8・30国会包囲10万人集会」は、小雨振中であつたが、国会前には12万人もの人々が集まり、安保法制＝戦争法制反対、安倍退陣を求める声を挙げた。全国でも80万人を超える人々が声を挙げた。集会前、本当に10万人もの人が集まるのだろうかと戦々恐々であつた政府・与党は、12万人もの人が集まったことに恐怖し、なんと警察発表を集会参加者3万人とさせた。この露骨な情報操作に、総がかり行動が警察当局に抗議の申し入れを行ったところ、当局はそのような発表をしたことはないと弁明した。国会審議でも追及され、警察庁は「参加者の数を発表した事実はない」と表明し、特定エリアの一時期における人数の把握に過ぎないことを認めた。

しかし、残念ながら安保法制法案の「成立」を阻止することはできなかった。米国のジャパンハンドラー達の突き上げに支えられた政府与党には、まずはじめに安保法案ありきであり、安保法案の合憲性等について、まともに論議する姿勢ははなから無からなかつた。与党が圧倒的な多数を占める国会の現状を考えれば、強行採決は必至であり、強行採決後、どのように反対運動を継続するかは当然考慮されなければならなかつた。

2 選挙戦に勝つ

強行採決後の反対運動は、まず、第一に、安保法制の具体的な発動を許さない活動であり、同時に安保法制廃止を求める活動である。議会制民主主義の原則からすれば、まず、次回以降の国政選挙で、今回の安保法案に賛成した議員を落選させること、すなわち議会において与野党逆転をもたらすことである。民意を十分に反映させることの困難な小選挙区制という現在の選挙制度の下では、与野党逆転をもたらすためには、野党が選挙協力をし、統一候補者を立てて闘うしかない。これまでの経緯を考えるならば、このことは大変困難なことである。しかし沖縄では、それを実現している。米軍基地の重圧にあえぐ沖縄では、そうすることによってしか、横暴な「やまと」と闘えないことを沖縄民衆が自覚しているからであろう。

次期国政選挙で、野党の選挙協力ができるか否かは、私たち自身の活動にかかっている。安保法制に賛成した議員には絶対投票しないだけでなく、野党の選挙協力を拒む者に対しても絶対に投票しない。2015年夏、連日、国会前には多くの人々が集まり、安保法案(戦争法案)に反対の声を挙げた。国会前だけでなく、全国各地で、しかもさまざまな年齢、職種、経歴の人々が反対の声を挙げた。この抗議の声は政府・与党に大きな脅威であつたことは間違いない。今、政府・与党が頼みとするところは、「忘却」である。政

府筋からは「国民は餅を食べば忘れる」というようなたかを括った声も聞こえてきた。《大衆の理解力は小さいが、忘却力は大きい》とうそぶいたのは、ヒットラーだった。私たちが、2015年の夏を「忘却」せずに、闘い続けることができるかどうかはすべてがかかっている。

3 違憲訴訟

第二は、裁判闘争である。反対運動の中で、安保法案が、憲法違反であることが明瞭となった。ほとんどの憲法学者が、安保法制が憲法違反であることを明らかにした。日弁連も、集団的自衛権の行使容認の閣議決定、安保法制が、憲法違反であり、その強行「採決」は立憲主義の否定であり、それはこの国の国柄を変えてしまうものであることを主張してきた。国柄が変わるということは、立法、司法、行政の三権分立が瓦解し、行政独裁の国家になってしまうことである。元裁判官、内閣法制局長官、元最高裁判事、そして元最高裁長官までが、安保法案が違憲であると声を挙げた。今までになかったことである。法律専門家としてのプライド、それが、児童に類する「論理」で無残に破壊されていく国会審議の状況を見て、自らの人格が否定されるような思いを抱いたのであろう。現在、このような元裁判官の弁護士、厚木基地爆音訴訟弁護団の中心の弁護士、行政法に詳しい弁護士らによって、安保法制違憲訴訟が準備されつつある。

安保法制違憲訴訟を提起し、法廷でそのことを明らかにし、立憲主義・法の支配を回復し、同時に、世界、とりわけアジアに向けて、私たちが戦後日本の国是である「平和主義」を堅持し続けることを発信することが不可欠である。

小泉首相の靖国神社参拝をめぐる国家賠償請求裁判で、原告らの請求を棄却しながらも、その理由中で、小泉首相の参拝は憲法第20条違反と断じた2004年4月7日の福岡地裁(亀川清長裁判)の判決文は、その末尾において以下のように述べている。

「当裁判所は参拝の違憲性を判断しながらも、不法行為は成立しないと請求は棄却した。あえて参拝の違憲性について判断したことに関しても異論もあり得るとも考えられる。しかし、現行法では憲法第20条3項に反する行為があっても、その違憲性のみを訴訟で確認し、または行政訴訟で是正する方法もない。原告らも違憲性の確認を求めるための手段として、損害賠償請求訴訟の形を借りるほかなかった。」

「本件参拝は、靖国神社参拝の合憲性について十分な論議も経ないままなされ、その後も参拝が繰り返されてきたものである。こうした事情に鑑みる

とき、裁判所が違憲性について判断を回避すれば、今後も同様の行為が繰り返される可能性が高いと言うべきであり、当裁判所は、本件参拝の違憲性を判断することを自らの責務と考え、前記の通り判示する。」

立憲主義を確立し、法の支配を回復するため、安保法制違憲訴訟を提起することは、私たち法律家の「責務」である。

V ロスタイムではプレーを中断できない

本稿の冒頭において、「ロスタイムにはプレーを中断できない」というテーマは、どこか人生に似ていると書いた。

大学野球の花形は早・慶戦であり、ラグビーの花形は早・明戦である。ラグビー早・明戦はいつの頃からか、毎年12月の第一日曜日に行われることになっている。1941(昭和16)年12月の第一日曜日は12月7日であった。12月8日の日米開戦日は、日本時間では、月曜日だが、米国時間では12月7日の日曜日、米国の休息日を狙って真珠湾奇襲攻撃がなされたことはよく知られている。奇襲攻撃前日の12月7日の第一日曜日、日本国内では早明戦が行われていた。連合艦隊が真珠湾をめざし、陸軍の奇襲部隊がマレー半島めざし、進行している時、日本国内では早明戦が行われていたのである。戦争は日常生活の中から始まる。歴史は薄められて再来する。私たちは、今また同じ過ちを繰り返すのか。戦後70年、私たちはいったい何をして来たのか。憲法前文に「政府の行為によって、再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、・・・この憲法を確定する」とあるように、憲法は悲惨さの中から生まれた。平和憲法の背後にはアジアで2000万人、日本で310万人の死者達がいる。それは安倍晋三自民党総裁らが声高に語る「尊い犠牲」では断じてない。理不尽な非業の死だ。非業の死を強いられた死者達の無念さに対しては、ひたすらにその死を悼むことであり、けっして死者を称えてはならない。憲法の理念をよく体得し、その内容を実践しながら深めてゆくことこそが、死者への鎮魂となる。

敗戦の年に生まれ、戦後民主主義下で育った私たちの世代も、ぼつぼつ「ロスタイム」である。前述したように、2015年夏、安保法案(戦争法案)に反対する広汎な戦いが展開された。さまざまな市民が参加した。残念ながら安保法案は強行「採決」により「可決」された。しかし、自分でも不思議なほど敗北感はなく、「これからだ」という思いを強くしている。多くの市民が闘いの継続を誓っている。「ロスタイムではプレイを中断することはできない」。その昔《連帯を求めて孤立を恐れず、力及ばずして斃れることを辞さないが、力尽くさずして挫けることを拒否する》と啖呵が切られた言葉を

忘れてはいけない。非正規労働者を公認し、格差を恒常化し、武器輸出を国家戦略とするような社会を孫たちに引き継がせるわけにはゆかない。「一億総活躍社会」などという言葉がどこから出てくるのか。

【注】

米国防次官補デビット・シアーの言葉 (2015年4月29日 朝日新聞)

4月27日日米外務・防衛担当閣僚会合 (2プラス2) で合意された日米防衛協力のための指針 (ガイドライン) について

- 一 自衛隊の後方支援の活動範囲を朝鮮半島など、日本周辺に事実上限定していた「周辺事態」が削除されました。

「これは非常に意味のある変更です。これまで両国の協力を阻んでいた、人工的な障害が取り除かれたので、日本はグローバルな福祉と安寧のために、これまでできなかったような貢献ができるようになります。世界がますます緊密につながり合う中、国の存在を脅かすような脅威は世界のどこからでも発生し得るのだと理解することが重要です。」

元米駐日大使マイケル・アマコストの言葉 (2015年6月23日 朝日新聞)

- 一 4月に訪米した安倍晋三首相の上下両院合同会議での演説も、現在の良好な日米関係を反映したものと言えそうですね。

「素晴らしい演説でした。戦争で犠牲になった米国人に弔意を表し、第2次世界大戦で日本がアジアの苦しみを引き起こしたことを認めた。過去の首相たちの正式な謝罪を引き継いだものと私は思います。もっとも大切なことは、日米同盟のさらなる強化を望んでいるというメッセージを伝えたことで、今回の訪米の重要な要素でした。」

- 一 安倍政権による安全保障政策の変更をどう考えますか。

「集団的自衛権の行使を閣議決定したことはとても評価しています。が、これはけっして新しいことではありません。9・11同時多発テロを機に小泉政権によって特別措置法が作られ、米国のみならず他の同盟国へも洋上給油などの後方支援ができるようになった。これは同盟がバランスの取れたものになる先触れでした。日本はさらにグローバルに遠隔地で活動するようになるということです。」

米海軍制服組トップのグリナート作戦部長

「日本の集団的自衛権が認められれば、空母打撃群や弾道ミサイル防衛等、多くの任務で一つの部隊としてともに行動することができる。」(2014年5月20日 朝日新聞)

(うちだ・まさとし 四谷総合法律事務所 弁護士)